

1 その他手続き 法第21条第1・3・4項、施行条例第5～7条ほか

第3～5編でご紹介した手続きとは別に、以下の手続きも必要となる場合があります。

**着手済の工事の届出 【重要】**

令和7年5月25日以前に着手した案件は、改めて許可を取得する必要はありませんが、令和7年6月16日までに以下の届出を行うことが必要となります。なお、着手の時点の判別については、32ページをご覧ください。

| 名称        | 必要となる場合                                   | 手続きの目的   | 手続きのタイミング                  |
|-----------|---|--|----------------------------|
| ①着手済工事の届出 | 令和7年5月25日以前に、既に着手されている工事の場合               | 規制区域の指定時点で、既に着手済の工事を把握するため                       | R7.6.16まで（R7.5.26から受付開始予定） |
| ②変更届      | ①の届出を行った工事について、届出内容を変更する場合                | 届出内容の変更を把握するため                                   | 変更後の工事に着手する14日前まで          |
| ③完了届      | ①の届出を行った工事について、届出した計画どおり工事を完了した場合         | 工事が完了したことを把握するため                                 | 工事完了から15日以内                |
| ④廃止届等     | ①の届出を行った工事について、廃止・休止・再開する場合（計画途中での廃止等が対象） | 計画どおり完了されない盛土等が、危険な状態で放置されないよう、安全上の措置の事前審査等をするため | 廃止・休止の前（再開の場合は15日以内）       |

**擁壁等の除却工事の届出**

以下のいずれかの設備の全部又は一部を除却する工事を行う場合には、工事に着手する14日前までに、県に届出を行う必要があります。

- ・擁壁（高さが2mを超えるもの）
- ・崖面崩壊防止施設（高さが2mを超えるもの）
- ・地表水等を排除するための排水施設
- ・地滑り抑止ぐい

**公共施設用地の転用の届出**

公共施設用地（道路、公園、河川等、公共の用に供する施設の用に供されている土地又は供されることが決定している土地）を宅地や農地等に転用した場合は、14日以内に県への届出が必要です。

2

災害発生のおそれがないと認められる工事 法第12条第1項、政令第5条第1項、省令第8条各号

以下の工事では、第3～4編でご紹介した盛土規制法の許可・届出は不要となります。詳しい要件については、政令又は省令をご確認ください。

- ① 鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置に係る工事等）
- ② 鉱業法に基づく鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事等）
- ③ 採石法に基づく岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等）
- ④ 砂利採取法に基づく砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等）
- ⑤ 土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水施設の新設等）、土地改良事業に準ずる事業
- ⑥ 火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等
- ⑦ 家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却
- ⑧ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等
- ⑨ 土壌汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等
- ⑩ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物若しくは除去土壌の保管又は処分
- ⑪ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
- ⑫ 国・地方公共団体・一定の法人が、非常災害のために必要な応急措置として行う工事
- ⑬ 高さ2m以下の土地の形質の変更であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cm以下のもの
- ⑭ 高さ2m超の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡以下のもの
- ⑮ 面積500㎡超の土石の堆積であって、「土石の堆積を行う土地の地盤面」と「堆積した土石の表面」の標高差が30cm以下のもの
- ⑯ 工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を、当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの【詳細は25ページ参照】

3

申請手数料 静岡県手数料徴収条例（別表424～424の6）

第3～4編でご紹介した、盛土規制法における許可申請や変更許可申請、中間検査の申請に当たり、以下の手数料を納める必要があります。（収入証紙を収入証紙売りさばき所等で購入いただき、ご持参ください。）

| 区分                  | 許可申請       |          | 中間検査    |
|---------------------|------------|----------|---------|
|                     | 宅地造成・特定盛土等 | 土石の堆積    |         |
| 500㎡以下              | 16,000円    | 11,000円  | 3,000円  |
| 500㎡超 1,000㎡以下      | 28,000円    | 14,000円  |         |
| 1,000㎡超 2,000㎡以下    | 40,000円    | 16,000円  |         |
| 2,000㎡超 3,000㎡以下    | 59,000円    | 20,000円  | 4,000円  |
| 3,000㎡超 5,000㎡以下    | 68,000円    | 29,000円  |         |
| 5,000㎡超 10,000㎡以下   | 93,000円    | 32,000円  | 6,000円  |
| 10,000㎡超 20,000㎡以下  | 148,000円   | 39,000円  |         |
| 20,000㎡超 40,000㎡以下  | 229,000円   | 54,000円  | 12,000円 |
| 40,000㎡超 70,000㎡以下  | 359,000円   | 74,000円  |         |
| 70,000㎡超 100,000㎡以下 | 508,000円   | 111,000円 | 43,000円 |
| 100,000㎡超           | 657,000円   | 136,000円 |         |

※ 変更許可申請の手数料額は、窓口にお問合せください。

4

用語の解説

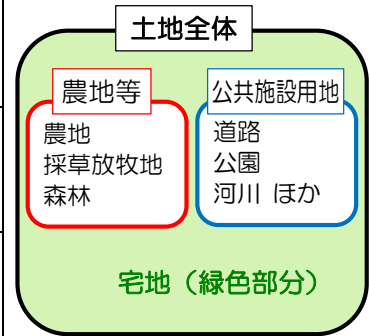
法第2条、政令第1条ほか

盛土環境条例は  
案段階のもの

本書では、以下の考え方で用語を用いています。

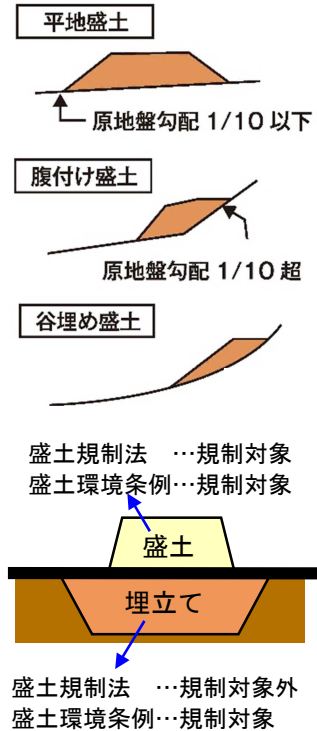
土地の種類

|        |  |
|--------|--|
| 宅地     | 「農地等」及び「公共施設用地」以外の土地のこと  |
| 農地等    | 農地法・森林法による「農地」、「採草放牧地」、「森林」のこと（その利用に必要な農道、農業用排水施設を含む。不動産登記法の地目ではない。） |
| 公共施設用地 | 道路、公園、河川等、政令で定められた公共の用に供する施設の用に供されている土地のこと（供されることが決定している土地を含む。）      |



工事の種類

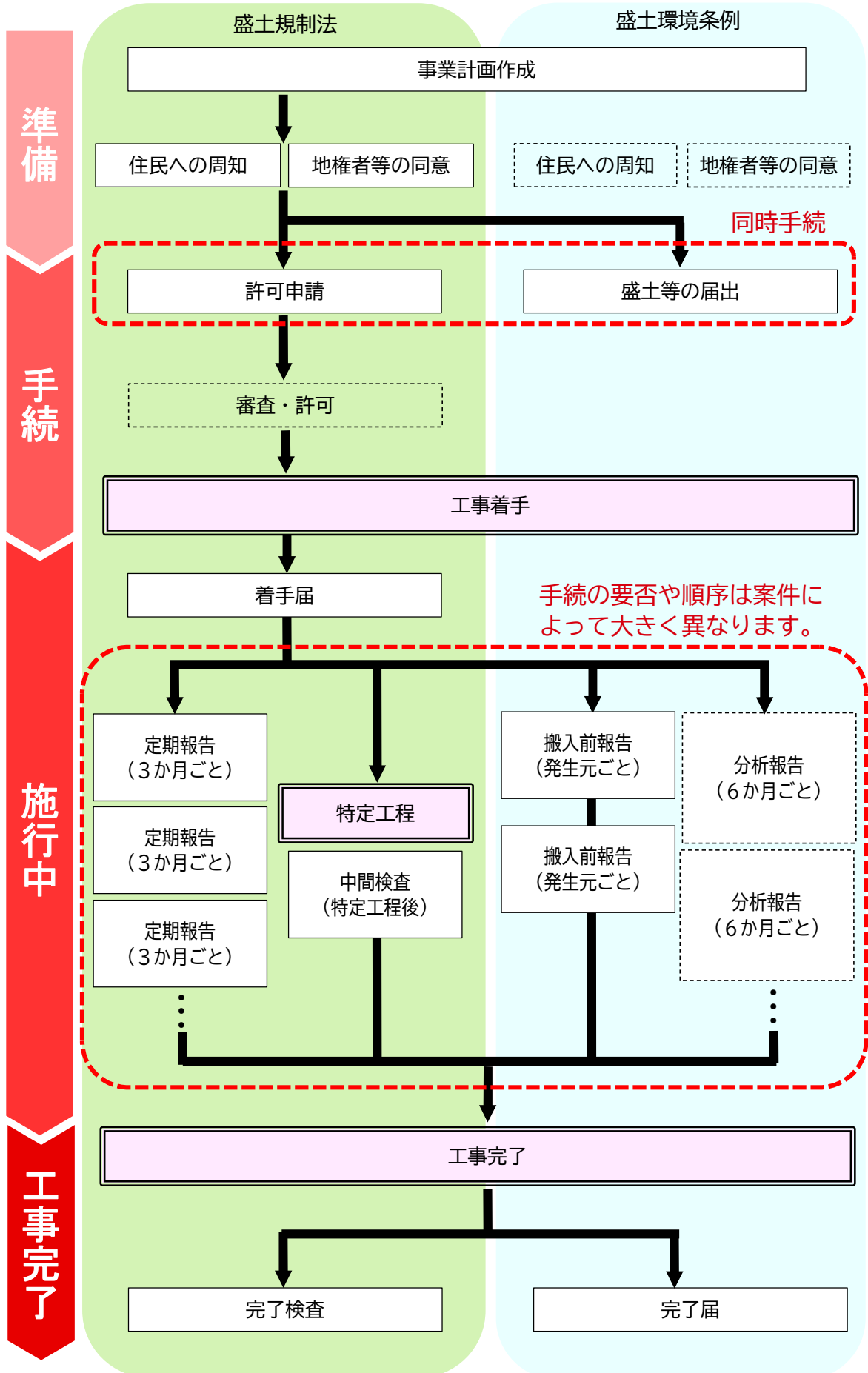
|       |   |
|-------|---|
| 盛土    | 地盤上に土地をもり立てて構築した土構造物のこと   |
| 平地盛土  | 勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの   |
| 腹付け盛土 | 勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの  |
| 谷埋め盛土 | 谷や沢を埋め立てて行う盛土   |
| 切土    | 原地盤を切り取って造成される土構造物のこと   |
| 埋立て   | 平地（勾配 1/10 以下）において、四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせてかさ上げし、平坦にするために行う行為のこと<br>※ 盛土規制法では、規制対象外<br>盛土環境条例では、規制の対象に含まれる。 |



その他

|         |  |
|---------|--|
| 工事の着手時点 | 本体工事の準備段階で行われる準備工（起工測量による位置出し、丁張りの設置等）への着手時点を指す。<br>※ 設計段階での測量、測量のための除草等は含まない。 |
|---------|--|





(注意) 工事の内容や規模によって、必要な手続きは異なるため、ご確認ください。

## 静岡県ウェブサイトの御案内

静岡県 盛土対策課

検索

こちらからご検索ください！



最新情報を随時掲載します！



| 名称      | 電話番号等   | 所在地                      | 管轄地域                                |
|---------|---|--------------------------|-------------------------------------|
| 盛土対策課   | 054-221-2264<br>2137<br>morido110@pref.shizuoka.lg.jp | 〒420-8601<br>静岡市葵区追手町9-6 | 違法・危険な盛土、<br>盛土の異常に関する<br>情報提供はこちら！ |
| 盛り土110番 | 054-252-9000<br>又はインターネット<br>送信フォーム                   |                          |                                     |

受付窓口等は調整中です。  
決定次第、公開します。

静岡市・浜松市はこの資料の対象外  
(各市へお問合せをお願いします。)